

保医第362号
障第228号
平成24年5月16日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部保健医療課長
岐阜県健康福祉部障害福祉課長

送迎加算の取扱いについて（通知）

県内の障がい保健福祉施策の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

送迎サービスにつきましては、従来、「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」による「通所サービス等利用促進事業」として助成をしてきたところですが、平成24年4月1日から「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第124号、以下「報酬告示」という。）」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号、以下「留意事項通知」という。）」の一部改正により、報酬告示に基づく加算として算定できることとなりました。

つきましては、送迎加算の算定基準について別紙のとおり取扱うこととしますので、よろしくお願ひいたします。

所属	保健医療課 精神保健福祉係		
係長	林	担当	青山
電話	058-272-1111 内2545		
FAX	058-278-2624		
E-mail	aoyama-yoshitoyo@pref.gifu.lg.jp		
所属	障害福祉課 自立支援係		
係長	杉下	担当	長屋
電話	058-272-1111 内2616		
FAX	058-278-2643		
E-mail	nagaya-toru@pref.gifu.lg.jp		

別紙

問1 留意事項通知中、「通所サービス等利用促進事業において都道府県が認めていた基準」とあるが、具体的にはどういったものが認められるのか。

(答)

事業所と居宅間の送迎のみでなく、事業所と駅、バス停、その他集合場所と事業所との間の送迎も含む。

報酬告示上の原則は「事業所と居宅間」であるため、県としては当初、原則どおりの取扱いを行ってきたが、平成24年3月30日付けの留意事項通知やQ & A及び平成24年4月26日付けのQ & Aに基づき、当該加算の取扱いについて厚生労働省に確認を行ったところ、上記取扱いを問題なく認める旨回答があったので、県の解釈を修正するもの。

なお、当該取扱いについては、平成23年度までの「通所サービス等利用促進事業」の対象でなかった事業所についても認める旨、厚生労働省に確認済である。

問2 問1を踏まえ、平成24年4月サービス提供分の報酬請求に関しては、どのように対応したらよいか。

(答)

これまでの県及び市町村の指導により、当該加算を算定することができないとされた事業所及び事業所判断により当該加算の算定ができないとしていた事業所のうち、問1により加算算定が可能と判断される事業所については、平成24年4月1日からの加算の算定を認める。

この場合の4月サービス提供分の報酬請求については、遡っての請求を行うことが可能な旨、国保連合会に確認済みであるので、当連合会と調整のうえ対応願いたい。

以下は、お問い合わせの多い事項について整理しています。

問3 複数の送迎車両に分けて送迎を実施している場合の送迎回数の考え方如何。

(答)

送迎車の稼働回数と加算算定基準上の送迎回数は異なり、送迎車全部で片道1回とカウントし、各送迎車に乗車している利用者の合計数を利用者数としてカウントする。すなわち、1日あたりの送迎回数は最大でも2回となる。(送1回、迎1回)

問4 県(岐阜市)へ届け出る際の利用者数及び送迎回数はいつの時点の数を届け出ればよいのか。

(答)

月あたりの送迎計画に基づく利用者数及び送迎回数を届け出ること。すなわち、欠席者等を考慮しない最大数にて算定の有無を届け出ること。

問5 送迎実績は記録する必要があるのか。

(答)

お見込のとおり。なお、様式等は任意とするが、送迎回数や利用者数が明確に分かるようにしておくこと。

問6 県(市)へ届け出ることによって当該年度は毎月加算が算定できるのか。

(答)

届出をすれば毎月加算が算定できるという加算ではない。

届出済であることを前提とし、毎月末に当該月の送迎実績が加算算定基準を満たすか否かを確認し、基準を満たす月にのみ請求を行うこと。

なお、基準を満たさない月に請求を行った場合は、指導(返還)の対象となりうる。

問7 加算を算定する場合の届出はどの様式で行えばよいか。

(答)

県庁ホームページ上(下記 URL 参照)から下記の様式をダウンロードし、必要事項を記入したうえで県(岐阜市)へ届け出ること。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sienhou/yousiki/>

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」(体制様式(届出書))

「各障害福祉サービス事業ごとの介護給付費等算定に係る体制等状況総括表」
(体制様式(総括表))

「送迎加算に関する届出書」(体制様式(別紙6))